

①e-Gov 電子申請アプリケーションの上部にある「手続検索」をクリック



②「手続名称から探す」から制限外積載許可の申請を入力して検索をクリック

The screenshot shows the 'Procedure Search' page. It has a sidebar with 'e-Govの電子申請対象手続' and a main area with two search sections: '状況から探す' and '手続名称から探す'. The '手続名称から探す' section contains a search input field with '制限外積載許可' (circled in red) and a '検索' button. A red arrow points from the bottom of the '手続名称から探す' section towards the '検索' button.

途中まで入力すると予測変換が表示されます

③手続検索結果一覧から「制限外積載許可の申請」をクリック

手続検索結果一覧

検索条件

手続名称
制限外積載許可の申請

所管行政機関
選択してください

電子署名必要

電子署名不要

手続分野分類

大分類
選択してください

中分類
選択してください

小分類
選択してください

検索

1件

表示件数 20

制限外積載許可の申請

【制限外積載許可】
貨物が分割できないものであるため、積載物の重量、大きさや積載の方法の制限を超えることとなる場合において、制限を超える積載をして車両を運転する方が、出発地を管轄する警察署長等の許可を得るための手続になります。

【設備外積載許可】
乗車又は積載のために設備された場所以外の場所に積載して車両を運転しようとする方が、出発地を管轄する警察署長等の許可を得るための手続になります。

【荷台乗車許可】
貨物自動車の荷台に人員を乗車させて運転しようとする方（ただし、貨物自動車の荷台に貨物を積載している場合にその貨物を看守するため必要な最小限度の人員をその荷台に乗車させる場合を除きます。）が、出発地を管轄する警察署長等の許可を得るための手続になります。

電子署名必要
連名可
委任可
GビズID電子署名省略可

ブックマーク
申請書入力へ

④内容を確認の上、右下の「申請書入力へ」から申請に進むことができます。

e-GOV 電子申請

マイページ | 手続検索 | **手続ブックマーク** | 申請案件一覧 | メッセージ | ヘルプ | hirose

ブックマーク登録すると、次回以降は検索しなくても
画面上部の「手続ブックマーク」に当申請を登録しておけます。

制限外積載許可の申請

電子署名必要 連名可 委任可 GビズID電子署名省略可

手続概要

【制限外積載許可】
貨物が分割できないものであるため、積載物の重量、大きさや積載の方法の制限を超えることとなる場合において、制限を超える積載をして車両を運転する方が、出発地を管轄する警察署長等の許可を得るための手続になります。
【設備外積載許可】
乗車又は積載のために設備された場所以外の場所に積載して車両を運転しようとする方が、出発地を管轄する警察署長等の許可を得るための手続になります。
【荷台乗車許可】
貨物自動車の荷台に人員を乗車させて運転しようとする方（ただし、貨物自動車の荷台に貨物を積載している場合にその貨物を看守するため必要な最小限度の人員をその荷台に乗車させる場合を除きます。）が、出発地を管轄する警察署長等の許可を得るための手続になります。

根拠法令

道路交通法第57条第3項
道路交通法第57条第3項

電子申請方法別利用案内

制限外積載許可の申請の電子申請に関するご案内 [PDF](#) ←添付①の PDF ファイル

告知情報

・申請内容によっては、許可できない場合や補正をお願いすることがあります。
・制限外積載許可証等の交付は、窓口等で行われます。
・許可証の受取のため、申請先警察署等に来署していただく必要があります。
・その際は、申請を行った後に表示される「到達番号」を控えた上で、来署してください。
・積載方法や車両の大きさ等により、この許可の他に道路管理者の許可が必要な場合があります。
・御不明な点がある場合は、都道府県警察のホームページを御確認いただくか、申請先の警察署等にお問い合わせください。
【手続対象者】道路交通法第57条第3項に規定する者
【手数料】なし
【相談窓口】提出先に同じ

戻る **申請書入力へ**

クリックすると表示変更 ✓ 登録済み